



にゅーす しター



NPO 消費者ネットおかやま 〒700-0026 岡山市北区奉還町 1-7-7 オルガ5階 (県消団連気付)
TEL:086-230-1316 FAX:086-230-1317 ホームページ: <http://okayama-con.net>

2012年度も岡山県より「消費者被害未然防止補助事業」を受託し 9月より県内各所で講座を開催しています。

開催講座の報告

～いざという時に備えて～葬儀とお墓の基礎知識～



9月14日(金) 10:00~12:00 西大寺公民館(参加者 76名)



9月15日(土) 10:00~12:00 上南公民館(参加者 43名)

講師：徳永ヒサ子さん(消費者力開発協会)



最近『終活』という言葉が聞かれるようになり葬儀やお墓への関心が高くなっている中、意外と情報が少なく不安を持つ人が多い「葬儀とお墓」のテーマで講座を開催し、2会場で119名の参加者となりました。

両日とも会場がほぼ満席になるほどの参加者で、メモを取りながら熱心に講師の話を聞かれました。先生からは、亡くなってから葬儀を出すまでの一連の流れや発生する費用、その見方や注意しないといけないことなど分かりやすくお話を頂きました。

参加者からは「知らないことがたくさんあり参考になった。今後に活かしたい。」「葬儀やお墓の選び方が再認識できた。」「色々な葬儀をする変わり方には驚きました。いつの間にか、そういう年になったのを痛感しています。準備

を少しずつしていきたいです。」などの声がありました。

平成25年1月にも岡山市内数ヶ所で開催予定です。

●今後の講座の予定について

※今後の具体化の中で変更になる場合があります。

10月	成年後見制度	3会場	1月	「葬儀とお墓の基礎知識」
11月	住宅リフォームのトラブル			「食の安全安心・正確な情報収集と選択」
12月	ケイタイ・ネットのトラブル		2月	「契約トラブル」
			3月	「栄養補助食品のトラブル」

岡山県の第3次おかやま夢づくりプランによる

「消費生活サポーターの養成」事業を、

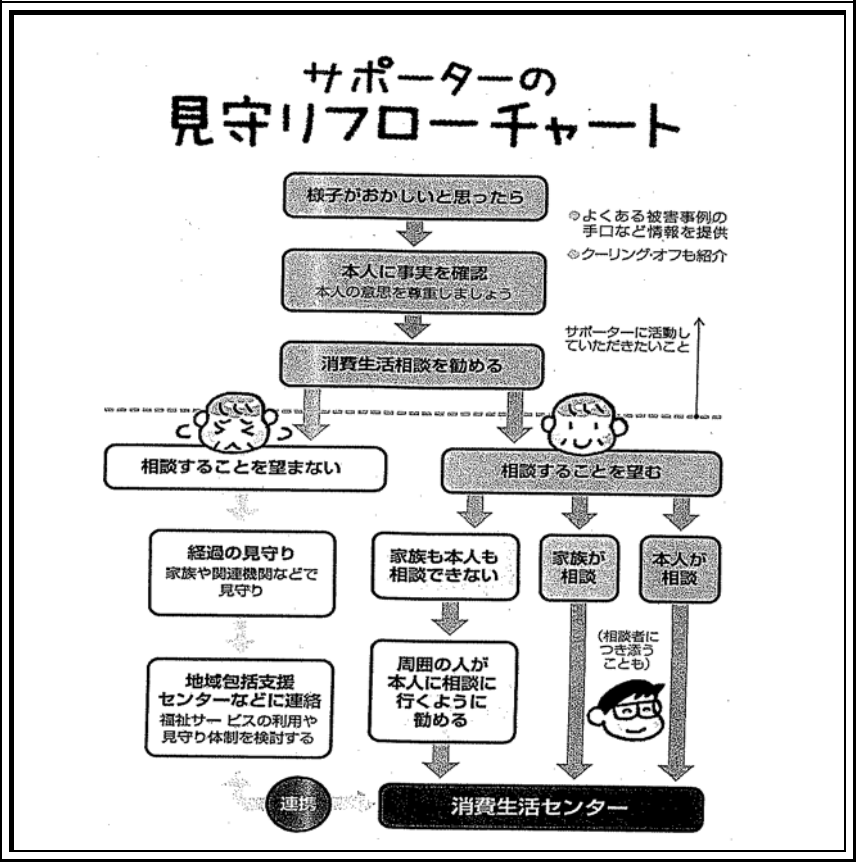
当消費者ネットおかやまが受託して行います。

事業の目的

消費者問題に常に関心を持ち、必要な情報の収集や、消費者被害に遭いやすい方の見守りなど、地域における安全で安心な消費生活を支える活動を実践する県民を消費生活サポーターとして養成します。

消費生活サポーターとは？

- ・ 消費者問題に関心を持ち、自ら学ぶ人
- ・ 必要な消費者問題情報を収集できる人
- ・ 地域で消費者被害に遭いやすい方を見守る人



計画の概要

① 「おかやま夢づくりプラン」では、平成28年度までに1,500人の養成を目標にしています。

平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
100名	450名	800名	1,150名	1,500名

② 講座は年間10箇所程度(3県民局管内)を目途に開催されます。ご希望の方はどなたでも参加できます。平成24年度は、1月、2月(22日・倉敷)、3月開催が予定されています。

③ 講座では、消費生活サポーターとして必要な知識をまとめたテキストと見守りのポイントなどを盛り込んだ実践活動の手引き(手帳)を中心に講師がお話します。

その他、消費生活サポーターの活動をわかりやすく紹介する「DVD」の活用もできます。

④ 受講者は、消費生活サポーターであることを宣言します。

⑤ 消費生活サポーターの宣言後は、消費に関する最新情報を届けるなどの支援を行います。

岡山県消費生活センターとの情報交換会を開催

出席者

県消センター；中田所長・高市次長・多田参事・矢吹相談員・岡本相談員・山下総括参事(オ)
消費者ネット；河田理事長・河端理事・大賀理事・安場理事・事務局(近藤、国塩)

10月10日 岡山県消費生活センターとNPO 消費者ネットおかやまの情報交換会を11名の参加で開催しました。

消費者ネットおかやまの河田理事長より開会にあたってのあいさつを行ない、続いて消費生活センター中田所長より、「消費生活相談の現状と課題」について、要旨について以下の内容をお聴きしました。

- ・ 6名の所長含む事務職員と生活相談員18名の体制で進めていること
- ・ 専任相談員が配置されている自治体は、岡山市、倉敷市、津山市、笠岡市、真庭市、浅口市の6市となっていること
- ・ 警察との連携や弁護士会との協力要請の仕組みづくりを行ない、対応が進められていること
- ・ 主な相談事例や悪質な業者に対する行政処分を行なっていることなど説明されました。



その後の質疑を行い、中田所長からは、消費者被害をなくするためにも相談事例について、引き続き情報提供していくことの決意や消費者ネットに対しては、適格消費者団体になり役割を發揮してほしいこと、現状の活動が見えづらなことなど意見が出されました。消費者ネットからは、この間の活動状況について、報告しました。

今回の懇談会を終えて、引き続き情報交換を行い、消費者被害をなくするために取り組みを進めていくことを確認しました。

9/29(土) 消費者被害なんでも相談会」開催！コンベックス岡山



9/29(土)にコンベックス岡山で『2012 国際協同組合年フェスティバル』が開催され、消費者ネットおかやまも「消費者被害なんでも相談会」のコーナーを設置しました。

来場者にパンフレットや消費者被害防止のステッカー、県から受託した補助事業の講座のお知らせのチラシなどを配布しました。

受け取って下さった方からは「振込み詐欺の電話が掛かってきたことあるんよ！」と体験談をお話して下さる方もいらっしゃいました。

第14回 消費者被害なんでも相談会の開催

とき 12月1日(土) 13時から16時

ところ きらめきプラザ 2階 ゆうあいセンター大会議室受付
相談対応して頂ける専門家の皆様の参加をお願いします。

今回は、高齢者・障がい者権利擁護ネットワーク懇談会との共催です。



全国消団連より「集団的消費者被害回復のための訴訟制度」早期創設運動

への参加呼びかけがありました。

前略 全国消団連はこれまでみなさまとともに「消費者安全法の一部を改正する法律案」「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案」「集団的消費者被害に係る訴訟手続きに関する法律案」の成立を求める運動を進め、学習を重ね、意見を表明し続けて参りました。今年の2月には院内集会を開催して、消費者の思いを政党と国会議員に伝えました。

このような取り組みを経て、第180通常国会では「消費者安全法の一部を改正する法律案」「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案」が成立いたしました。

しかし、残念ながら「集団的消費者被害に係る訴訟手続きに関する法律案」は、今国会に法案が上程されませんでした。

失われた消費者の権利を回復させるための画期的な制度となる仕組みです。日本にはなかった、集団的に被害回復を行う制度であるがゆえに、さまざまな関係者からのマイナスの反応もあるようで、法律制定は私たちが思うようには進展していません。

そこで、消費者はもちろん、関係する事業者のみなさんにも制度の趣旨を理解してもらい、実効性の高い制度として創設するために、全国消費者団体連絡会としてみなさまに改めて今秋以後の取り組みを提案させていただきます。

具体的には、次期通常国会を視野に入れ、法案検討のためのシンポジウム、国会議員のみなさまへの働きかけ、国会審議をにらんだ院内集会の開催等、さまざまなかたちで運動を進めていきたいと存じます。

以上、この取り組みへのご賛同と参加をお願い申し上げます。

「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度に関する法律案」

に対するパブリックコメントを提出しました。

消費者庁は、「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度に関する法律案」について、2012年8月7日から2012年9月6日までの期間、意見募集が行なわれました。

企業からは濫訴の心配があると反対意見なども出されており、賛成する立場から、早期に実現することを望むパブリックコメントを提出しました。

提出意見

第5 その他 全体

高齢者を中心に消費者被害は後を絶たず、被害にあった多くの人たちが、泣き寝入りしている状況です。一刻も早く、消費者被害の回復につながる実効性のある制度を創設することが必要です。「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度」の実現を早急をお願い致します

被害の情報がありましたら消費者ネットおかやままでぜひお寄せ下さい！

題です。

消費者ネットおかやまでは活動の「つとめ」など、悪質な事業者に対する「行為の中止」などの申入れを行っています。小さな被害でも被害の数が多ければ大きな問題です。

「ネットショッピング」の有料サイトの不当請求などの消費者被害にあわれたなどの情報ありませんか？



情報をお寄せ下さい



●ただ今、「会員」募集中!

「会費」の納入もお願いしています。

団体正・賛助会員: 1 □ 10,000 円

個人正会員: 1 □ 3,000 円

個人賛助会員: 1 □ 1,000 円

(振込先) 郵便振替口座 01380-3-85918

(口座名) 消費者ネットおかやま